

講義⑤

「公共図書館における障害者サービスについて」

講師：埼玉県立久喜図書館
司書主幹 佐藤 聖一

1 障害者は情報障害者

障害者は情報を手に入れることに障害がある。刊行されている録音図書は100点ほどしかなく、パソコンやスマートフォンなどはアクセシビリティが確保されていないものが売られている。そもそも、経済的な理由から読書するための機器などが購入できない人が多く存在する。

こうした問題を解決するには、図書館の働きが重要であるが、障害者からの依頼がない、という公共図書館が多い。これは、障害者が使える資料やサービスにどんなものがあるか知られていないことが原因である。潜在的ニーズは多いが、積極的に知らせていないのは図書館の責任であるといえる。

2 制度の変化

日本は2013年に障害者権利条約を批准し、障害者差別解消法を制定した。権利条約の第2条では条約に関する用語を定義しており、その中で、差別とは「合理的配慮の否定を含む」としている

そして、権利条約を具体化するための法律である差別解消法において、障害を理由に不当な差別をしてはならないこと、障害者の社会的障壁を除去するために「合理的配慮の提供」「基礎的環境整備」をすることが明文化された。

「合理的配慮」とは、過度な負担にならない限り、障害者の個々の依頼にできる範囲で応え、図書館の利用を保障することとされる。「基礎的環境整備」とは、すべての人が図書館を利用できるように、はじめから環境を整えておくことである。

3 障害者サービスの意味

こうした制度の変化を踏まえると、障害者サービスは健常者の側から手を貸してあ

げよう、という恩恵的・福祉的サービスではなく、障害者や高齢者が社会の中でともに生きることを意識し、だれもがサービスを受けられるようにしておくことであるといえる。

図書館は障害者差別解消法をすでに実施している先進施設の一つではあるが、実際の実施率は低い。障害は障害者にあるのではなく、図書館のサービスにこそある。

4 障害者をどうとらえるか

歳を取るにつれ身体的に動きづらくなることや、ある日突然事故などで障害を負うこともある。だれでも障害者になりうるため、障害者は特別な存在ではないといえる。

また一方で、たとえば視覚障害のある人は点字を読むことや点字ブロックを頼りに歩くことができる。障害のある部分を補って、触覚や嗅覚といった感覚が優れているなど、特別な能力を持っている。こうした能力をもっと社会で活用していくために、障害者に対する情報保障を行うことが、図書館の重要な役割である。



▲講義⑤